

島根県デジタル活用講師育成事業
デジタル人材活躍推進事業

デジタル推進委員 推薦要件

- 要件 1 : デジタル活用講師育成事業又はデジタル人材活躍推進事業の講座参加者であること
なお、講座については①学び（講習）②実践 ③認定の 3 工程で構成され、その内容は島根県に事前に了承を得ていること
- 要件 2 : 推薦対象となる参加者は講座における①学び（講習）②実践（相談会、講座）を受講したものである
- 要件 3 : ①において、主体的に学ぶ姿勢があり、講師が展開する知識・技能を得ようとする姿勢や自らの理解状況に応じて振り返り、必要な手段（質問するなど）を講ずるなどの行動がとれているもの
- 要件 4 : 国が展開するデジタル活用支援推進事業デジタル活用支援推進【標準教材・動画】（総務省）にある基本講座の動画すべてを視聴し、視聴状況についてのレポート（別紙1）を提出すること
- 要件 5 : ②の実践が家族などの近親者に閉じることなく、公共的領域において実践されていること
- 要件 6 : ②のエビデンスが、客観的な証拠として成立しているものであること
(実践風景の写真、実践した対象者の写真（プライバシーを保護するための加工は可）、対象者の人数、具体的な実践の日付、実践内容、参加者の声などが記載されているなど)
- 要件 7 : ②の実践のエビデンスが量的、質的に島根県が認めるものであること
- 要件 8 : 認定段階において住所や氏名などと合わせて、本人であることが客観的に証明可能な書類の提出がなされていること（例：免許書等）
- 要件 9 : 認定後も継続して地域でデジタルの活用において困っている住民を支える意思を持っていること
- 要件 10 : ①②③のあらゆる段階において公序良俗に反する行為等がないこと
- 要件 11 : 上記の要件以外も含め島根県が総合的に判断を行うこととし、それを了承していること

上記の要件を全て満たした場合に、島根県がデジタル庁にデジタル推進委員として推薦します。